

2026年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

2026年度北海道最低賃金改正等に関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和8年6月26日

旭川市議会
議長 福居 秀雄 様

提出者 旭川市議会議員

江川 あや

上野 和幸

植木 だいすけ

小林 ゆうき

高橋 紀博

品田 ときえ

塩尻 英明

高木 ひろたか

高見 一典

金谷 美奈子

2026年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものである。

道内の全労働者216万5,000人のうち、57万人を超える方が、2025年10月に65円引き上げた最低賃金の近傍水準で働いている状況であり、物価上昇の影響により、道内で働く方の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、生活が改善したと感じる人は少数であると考えられる。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定められているが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規労働者は、自身の労働条件の決定にほとんど関与することができない。

最低賃金の引上げ金額が小さければ物価上昇の影響を強く受け、その近傍水準で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、個人の消費行動及び北海道経済にも悪影響を与えかねない。

よって、政府においては、2026年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2025で示されている、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。
- 2 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間給や、民間の求人時間給などを参考として、最低賃金引上げの審議を行うこと。
- 3 設定する最低賃金は、2で参考とした指標の時間給と同等の水準とすること。
- 4 賃上げの原資確保のため、公正取引を促すパートナーシップ構築宣言の宣言企業拡大を進めると同時に、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を押し進め、最低賃金の大幅引上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会